月２回発行　2012年8月1日　毎月1・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2167号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

ゼロ災運動が売上増に連動

社員満足度で安全意識アップ

アステム

ニュース

発注者が安全対策を積極支援

東京都 水道工事事故防止へ行動計画

別冊付録

自社・他社対比による災害事例研究

自社災害事例の生かし方

中山 貞男

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825

No.2167
2012
8/1

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21高知会
土佐労務管理事務所
副所長 岩山 克

第134回

車止めチェーンをまたごうとして転倒、左手を打撲・骨折

■ 災害のあらまし ■

A社は、とある官公庁の機関ビルの建物内の食堂を委託されて運営している。Bさんはその食堂でウェイトレス兼レジ係として働いていたが、仕事を終えてタイムレコーダーに退勤時刻を打刻後に、帰宅しようとビルの玄関を出て建物敷地内を通り、公道に出ようと歩いたところ、車の進入を避けるために左右に車止めポールを立て、そこへゆるくチェーンが張っている出入り口にさしかかり、そのチェーンを乗り越えて出ようとした。ところが右足で乗り越えてまたぎ、左足を送り足としたところ、その左足をチェーンに引っかけてしまい前のめりに転倒、その際に顔面をかばおうとして左手を路面で突き、打撲して骨折した。その結果、Bさんは1カ月近く休業することとなった。

■ 判断 ■

Bさんの退勤行為は当日の就業を終了し、帰宅するため勤務する事業所が属する建物の敷地内を歩行中に転倒負傷したということで、業務終了に接続して行われたものと認められるもので、業務に附属する後始末行為の範囲内に含まれると考えられるので**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

業務上という場合の業務とは、一般的には各労働者の本来の担当業務をいうものと考えられがちだが、就業時間の前後において業務に附帯して行われる準備行為や後始末行為も、担当業務に付随する業務行為であるとされている。したがって、就業時間の出勤および退勤行為は、労働者が業務に就くためには当然伴うものであり、就業のために出勤しまたは業務を終了したために退勤する行為は、事業場施設内にある限り業務に付随する後始末行為と認められる。しかしながら、出退行為といえども、それが業務に接続して成されることが必要であり、業務の終了後に事業場内においてサークル活動などに参加し、その後から帰宅するという場合には、業務を終了して退勤するのではなく、サークル活動が終わったために帰宅すると判断され、作業の後始末行為とは認められない。



Bさんの場合は、タイムレコーダーを打刻後に速やかに退勤行為を行っているので、当然作業の後始末行為と見なされた。一つ懸念されたのは、Bさんの就業場所が官公庁の機関ビルの建物内の食堂であり、Bさんが被災した場所は機関ビルが属する施設内の出口であったという点である。

一般的には会社の門が境界線となり、その内で起こった退勤行為による災害は業務上ということになるが、この場合機関ビルに委託されて入っている食堂の従事者にとっても、敷地内での災害と判断されるかという問題が残った。そうでないとすればBさんの事故は業務外の事故ということも考えられたからである。

たとえば複数の会社が入っている雑居ビルなどの場合では、会社が属する部屋または階の外が境界線ではなく、そのビルの玄関、廊下、階段などの共用部分は、不特定多数の者の通行を予定しているものではなく、またその維持管理費用が共用ビル入所事業場の均等負担であり、その使用に当たっての了解事項などから判断された場合には、ビル所有者と入居事業場の各事業主などが、共用部分を共同管理しているものと解され、ビルの玄関ドアは事業主の施設管理下にあるものと認めるのが妥当であるとされている。

Bさんの勤務する食堂は官公庁の機関ビルの建物内にあり、雑居ビルと同様なケースとは考えられないが（共同で管理しているとはいえない）、建物の玄関までが就業の場所とされると、業務外での災害とされBさんは帰宅途上ということで通勤災害として手続きを取らなくてはならなくなる。

業務上災害と通勤災害の違いは、業務災害は全面的に事業主に賠償責任があるが、通勤災害については事業主に責任がないというところが違う。

A社としては管轄する労働基準監督署に仔細を報告し判断を仰いだ結果、このケースの場合、委託されたとはいえ同一ビル内に勤務する他の労働者との差違はないということで建物敷地内での事故は業務上であるという回答を得たので、その後に必要な手続きを取った。

この労基署の判断により、建物敷地内は事業主の支配管理下ということになり、A社としては、建物内の勤務場所である食堂、更衣室だけではなく、ビルの玄関を出た後も公道に出るまでの敷地内に関しても安全配慮義務を負うことになり、従業員に対しては一層の注意を喚起したところである。